

令和8年度 高等学校課非常勤嘱託員（会計年度任用職員）募集案内

大阪府教育委員会

府立高等学校・中学校の生徒指導に関する電話相談員を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす者に限ります。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(最終頁参照)のいずれにも該当しない者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
- (3) 高等学校教員の普通免許状(専修・1種)を有する者
- (4) 高等学校の教員としての勤務経験を有する者
- (5) 電話相談員として職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

2 勤務場所

大阪府庁別館5階 高等学校課(大阪市中央区大手前3-2-12)

大阪メトロ谷町線・京阪線「天溝橋駅」から約400メートル

大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目駅」から約300メートル

3 職務内容

- (1) 府立高等学校・中学校に在籍する児童生徒の保護者からの電話による生徒指導に関する相談等に対応する業務
- (2) 府立高等学校・中学校の生徒指導に関する府民からの電話による相談等に対応する業務
- (3) 相談等の内容の記録(パソコンを使用したエクセルへの入力)
- (4) その他、事業実施にあたり必要とする職務

4 募集予定者数

1名

5 応募の手続

応募前に、必ず土日祝日を除く9時30分～17時30分の間に電話連絡してください。

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

電話連絡	06-6944-6883 (大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 学校経営支援グループ 後川・伊藤)
あて先	〒540-8571 大阪市中央区大手前3-2-12 大阪府庁別館5階 大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 学校経営支援グループ
受付期間	令和8年1月16日(金)から令和8年1月30日(金)まで(1月30日必着)
申込方法	必ず表側に「電話相談員選考申込」と朱書きした封筒で、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	①大阪府一般職非常勤職員採用選考申込書(別紙様式) ②職務経歴書(様式自由)

6 選考日時・場所等

(1) 日時

令和8年2月上旬頃 ※相談のうえ、別途連絡します。

(2) 会場

大阪府庁大手前庁舎 ※別途連絡します。

(3) 選考方法

個人面接を実施します。(1人15分程度)

7 選考結果の通知

選考後1週間以内に、受験者全員に対し結果通知書を郵送します。

8 勤務条件等

(1) 身分

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（非常勤（会計年度任用職員））として採用されます。

(2) 服務

地方公務員法の定める服務に関する規定（法律等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

(3) 任命権者

大阪府教育委員会

(4) 任用期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※1か月の条件付採用期間あり

(5) 勤務時間及び曜日

・時間：9時30分～17時30分（休憩時間 12時15分～13時00分）

・曜日：原則月曜日、水曜日、木曜日、金曜日（週4日勤務）

(6) 時間外勤務

なし

(7) 勤務を要しない日

日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」第2条に定める国民の祝日、12月29日から1月3日及び月曜日から金曜日までのうち所属長の指定する曜日（原則火曜日）

(8) 報酬等

・月額：164,310円

※規則改正に伴う報酬額等の改訂により、変更される場合があります。

・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。

・昇給、退職手当：なし

・期末手当、勤勉手当：あり

ただし、年度内の任用期間が6か月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者に限る。

※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者を指す。

①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者

②任用期間において、月ごとに平均した週あたり勤務時間が15時間30分以上である月が6か月以上の者

(9) 支払日

月の1日からその月の末日までの期間について、その月の月額を17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に支給されます。

(10) 休暇

大阪府教育庁等一般職非常勤職員就業等規則に基づき、付与します。

・年次休暇：6か月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与

・特別休暇：あり（有給・無給）

(11) 公務災害補償

非常勤職員の災害補償に関する条例及び労働者災害補償保険法の定めるところによります。

9 保険等

(1) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。

【参考 適用要件】

次の全てに該当すること。

・労働時間：週の所定労働時間が20時間以上

・賃金：月額88,000円以上

・勤務時間：継続して2ヶ月越の雇用見込み

・適用除外：学生でないこと（ただし、定時制、通信制等は適用）

(2) 雇用保険

雇用保険が適用されます。

【参考 適用要件】

次の両方に該当すること。

- ・雇用時に定めた1週間の基本的な勤務時間が平均週20時間以上
- ・31日以上の任用期間である場合

10 注意事項

- (1) 地方公務員法が適用されるため、地方公務員法第16条に該当する人は受験することができません。
(該当することが判明した場合、任用取消となります。) また、政治的行為制限等が課せられます。
- (2) 申込書等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、任用を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類等について、不採用の場合は返戻します。ただし、本人都合により選考を辞退する場合は、当方で廃棄します。
- (4) 申込書作成の際に、鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- (5) 上記の勤務条件等は変更されることがあります。また、議会にて予算の承認が得られない場合は採用しない場合があります。

参考

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 地方公務員法第16条第1号について、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者、②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

《問い合わせ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課

学校経営支援グループ 後川・伊藤

住所：〒548-8571 大阪市中央区大手前3-2-12

電話番号：06-6944-6883